

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 3 日

各 被災地方公共団体 介護保険所管課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 6 年能登半島地震に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金
（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助に係る事務の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の国庫補助については、「令和 6 年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助について」（令和 5 年 12 月 27 日厚生労働省発老 1227 第 1 号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和 6 年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により実施しているところであるが、今般、令和 6 年能登半島地震による災害により被災した介護サービス事業者等の復旧支援を円滑に実施するため、別紙「令和 6 年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）事務取扱要領」を定めたので、管内市区町村及び民間事業者等に周知の上、別紙に基づき実施願いたい。

令和6年能登半島地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金
(介護事業所・施設等復旧支援事業分) 事務取扱要領

1 本事務取扱要領の対象事業

本事務取扱要領の対象となる事業は、交付要綱の4の「介護事業所・施設等復旧支援事業」(以下「本事業」という。)とする。

2 被災事業所等の確認について

交付要綱の3の(3)の被災事業所等(以下「被災事業所等」という。)の確認については、必ずしも、現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は事業所に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適切な方法により被災状況の把握に努めること。

3 本事業における「事業再開」について

本事業の補助対象経費については、交付要綱4において、「事業再開に要する経費」としているが、「事業再開」の考え方については次のとおりであるので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたいこと。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する廃止の届出後の新規の事業開始、法に規定する休止の届出後の再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか、令和6年能登半島地震により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で介護サービス等を提供している事業者等の、当該被災に係る復旧も含まれること。
- (2) 被災事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、例えば、訪問介護事業所を廃止し、通所介護事業所を新規に実施することは、事業再開とは考えられないこと。
- (3) 原則として、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)内の同一地域において事業を実施することをもって、本事業にいう事業再開とし、この要件に合致する場合であれば、市区町村をまたがる所在地移転をした場合も補助の対象となること。ただし、本事業は被災地の介護サー

ビスの確保を目的としており、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とするため、可能な限り、被災時に所在していた市区町村内で事業再開をすることが望ましいと考えられること。なお、これにより難しい場合は、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課に協議すること。

- (4) 被災地の介護サービス確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数が一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。

4 対象経費の実支出額について

本事業の対象経費については交付要綱の5及び6に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 令和6年1月1日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
(2) 本事務取扱要領の2による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。
(3) 原則として、本事業は被災前の現状復旧を基本としており、本事務取扱要領の2により把握した被災状況を勘案するとともに、交付要綱の5の趣旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、備品購入については、被災地における介護サービスの確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。

また、中古品を購入することも差し支えないこと。

- (4) 事業所等の借上経費については、補助の対象としていないが、事業所等の借上のための初度経費として、礼金及び事務手数料は補助の対象としていること。
(5) 各府県に設置した地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）の「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」（以下「開設準備経費等支援事業」という。）の補助を受ける施設・事業所については、本事業の補助を受けることができないこと。なお、法人単位（例えば、特別養護老人ホームと通所介護事業所を運営）でみたときに、特別養護老人ホームは開設準備経費等支援事業で、通所介護事業所は本事業で、と組み合わせて補助を受けることは問題ないこと。

5 交付申請書類等について

本事業の交付申請については、交付要綱の8により、別に定める期日までに厚生労働大

臣あて提出して行うものとしているところであるが、提出期限を以下のとおり定めるので、提出書類を郵送及び電子メールにて送付すること。なお、やむを得ない事情により交付申請内容に変更が生ずる場合には、厚生労働省老健局高齢者支援課に速やかに連絡を行うこと。

(1) 提出期限 令和6年5月31日(金)

(2) 提出書類

ア 交付申請書一式(交付要綱の別紙様式2)

※見積書や領収書等、金額や個数等の分かる資料も合わせて添付すること。

※歳入歳出予算(見込)書抄本も忘れずに添付すること。

イ 対象の被災事業所等が被災したことが分かる資料(罹災証明書、被害写真等)

6 その他

(1) 申請にあたって疑義が生じた場合は以下の連絡先まで照会すること。

(2) 申請がない場合には、その旨をメールで連絡すること。(郵送は不要。)

【連絡先・提出先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局高齢者支援課 施設係

担当 星野・井上・大村

TEL 03-5253-1111 (内線)3927

E-mail kiban-seibi@mhlw.go.jp